

徳島県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 ( メー トル )	供 用 開 始 の 期 日
1 2	鳴門池田	阿波市阿波町西林一七七番二 地先から 同 地先まで 一三二番一	一七九・〇	令和四年七月十七日